

個別処理区域 住民説明会の開催について（報告）

【 開催日時 】

平成27年11月11日（水） 川根地区
平成27年11月12日（木） 竹瓦地区
平成27年11月18日（水）・19日（木）・22日（日） その他地区

【 出席状況 】

210世帯中 69世帯（電話連絡等 4世帯）

【 質 疑 】

■浄化槽の設置について

Q. 単独処理浄化槽の撤去に対する補助金は出ますか。（2件）

A. 現在でも90,000円の補助金が出ます。

Q. 設置費の追加補助の制度は永年ですか。（2件）

A. 今後10年間で汚水処理施設の完成を目指しているため、10年間は出す予定です。

Q. 宅内面積が140㎡を超えると7人槽をつけなくてははいけないですか。

A. 住宅の場合基本的にそうなりますが、他市町村の場合、県と相談して変更できる場合があるので、検討中です。

Q. 近くに側溝等がない家はどうすれば良いのですか。

A. 都市整備課と側溝を設けられるか協議します。

Q. 30年経過して浄化槽を交換する場合、補助金は出ますか。（2件）

A. くみ取り・単独処理浄化槽からの転換ではないので、設置費の追加補助は出ませんが、従来の補助金（5人槽の場合は332,000円）は出せる予定です。

Q. 過去に合併処理浄化槽の補助金申請の際、定員で断られてしまったが現在でも定員はありますか。

A. 毎年18基程度の定員がありますが、例年15基程の申請なので枠は余っています。

Q. 自宅を新築した際に、下水道整備予定があるという理由で現行の補助金ももらえず、全額自己負担で合併浄化槽を設置しましたが、今回申請すれば補助金は出ますか。

A. 今後合併処理浄化槽を設置する場合は現段階では現行の補助金が出ます。設置済みの浄化槽の方に対しては、維持管理費について補助金を出す予定です。

■維持管理費について

Q. 維持管理費の補助金は何年間出るのですか。

A. 現段階では、永年の予定です。

Q. 浄化槽一括契約をしなくても、維持管理を個別にしていれば、維持管理費補助を受けられますか。

A. 浄化槽一括契約をしていない場合は、対象外になります。

■その他

Q. 補助金はいつから受けられますか。(3件)

A. 平成29年4月からの予定です。

Q. 補助金の制度が決まったら、文書等で通知がありますか。(2件)

A. 村報や村のHPで通知を行います。個別に書類を送付するかは検討中です。

汚水処理の必要性について

1. 生活雑排水処理の必要性

河川や海が汚れる原因として、トイレ、台所、浴室及び洗濯などの家庭から流れ出る生活雑排水による影響が大きいといわれております。河川や海などの公共用水域の水質保全を図るためには、生活雑排水を適切に処理する必要があります。そのため施設として、下水道等の集合処理施設と個人の宅地内に設置する合併処理浄化槽があります。

東海村におきましても、生活環境の改善や、河川や海などの公共用水域の水質保全を図るため、公共下水道事業及び合併処理浄化槽の整備を進めています。

私たちの身近な河川や海をきれいにし、水洗トイレを利用した健康で快適な暮らしをしていただくためにも、公共下水道事業区域内にお住まいの方は、速やかに「下水道」に接続していただき、それ以外の区域にお住まいの方は、それぞれの宅地内に「合併処理浄化槽」を設置していただくことが望まれています。

2. 現状の汚水処理方法の問題

村内には、現在でも「汲み取りの便所」や「単独処理浄化槽」を使用している住宅がまだ相当数において見受けられます。

「汲み取り便所」のままでは、生活雑排水（台所、風呂、洗濯排水等）は処理されることなく、そのまま放流されており、河川や海を汚している原因の1つになっています。

また、トイレを水洗化するために、トイレ排水だけを処理する「単独処理浄化槽」を設置している住宅もありますが、この「単独処理浄化槽」は、生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に比べて、「汚れの量（BOD）」の排出量が8倍にもなっています。（下図参照）

「単独処理浄化槽」は、下水道が整備されるまでにトイレを水洗化するための施設として、以前には設置されていましたが、現在では新たに単独処理浄化槽を設置することは法律で禁止されています。

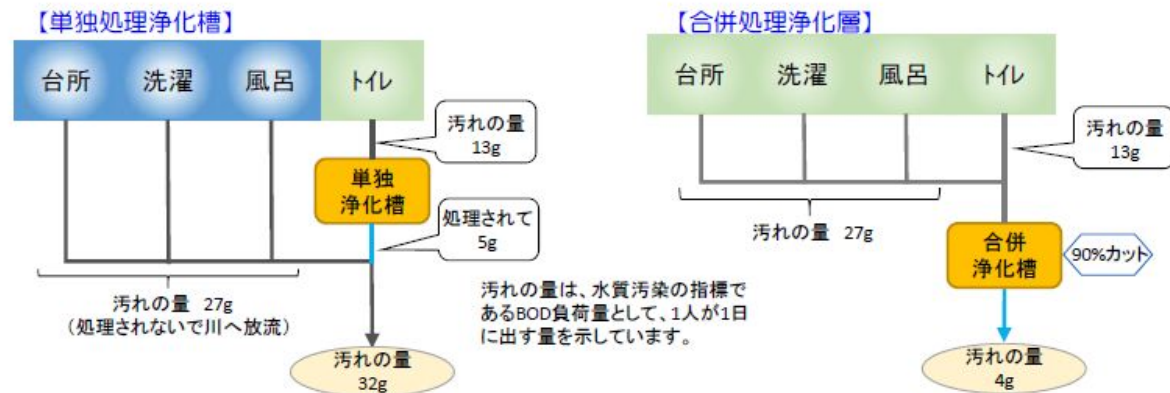
そこで、単独処理浄化槽を使用している方は、合併処理浄化槽への設置替えに努めることになっています。

浄化槽には大きく分けて次の2つに分けられます。

単独処理浄化槽…し尿のみを処理する

合併処理浄化槽…し尿と雑排水（台所や風呂場などの生活排水全般）を処理する

単独処理浄化槽では、家庭からの汚れの多くを処理せず、川などの環境中へ放流することから、きれいな水環境を守るためには、合併処理浄化槽への変更が求められています。



平成12年の6月の浄化槽法の一部改正（平成13年4月1日施行）により、単独処理浄化槽の新規で設置はできなくなりました。単独処理浄化槽を設置している方は合併処理浄化槽へ設置換え（転換）に努める事が定められています。

図1 単独処理浄化槽と合併処理浄化槽の汚れの量の比較

3. 合併処理浄化槽の整備について

東海村では、公共下水道事業区域外にお住まいの方には、合併処理浄化槽を設置していただくことを奨励しています。

現在、村では合併処理浄化槽の整備を推進するために、合併処理浄化槽の設置や維持管理に伴う個人負担を縮減するための方策について検討しております。

合併処理浄化槽は、単独処理浄化槽とは異なり生活排水をすべて処理するので、川や海を汚さずにすみ、トイレも水洗化されるため、生活環境も良くなります。

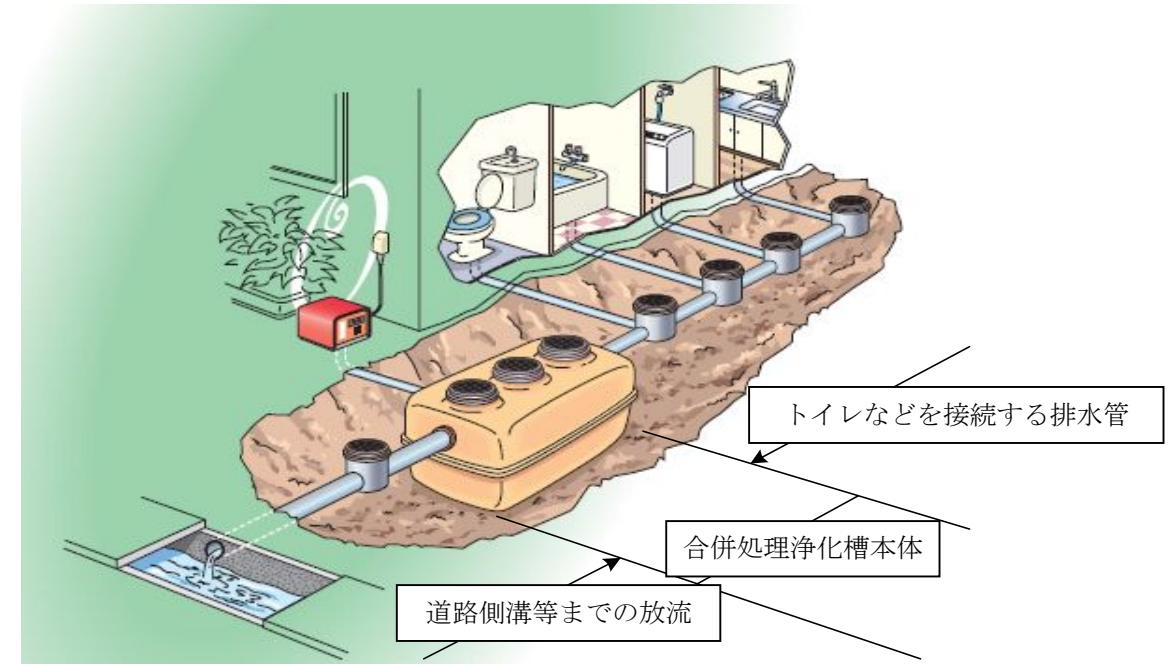


図2 合併処理浄化槽の概要

○合併処理浄化槽の特徴

- ・適切な維持管理を行うことにより、下水道と同等の汚水処理能力があります。
- ・水洗トイレを利用することができます。
- ・設置スペースは普通車1台分のスペースがあればOKです。
- ・設置工事が簡単で、短期間で設置できます。
- ・設置費用には村の補助制度があります。（汲み取りや単独浄化槽からの切り替えの場合は補助費の増額を検討しています。）
- ・法律に定められた適切な維持管理が必要です。（維持管理費への補助を検討しています。）

東海村汚水処理計画の見直しについて（合併処理浄化槽へのシフト）

1. 下水道全体計画の見直しを実施する背景

- ①全国の汚水処理人口普及率が88%を超え、残された地域に一刻も早く汚水処理施設を整備する必要があります。
- ②投資余力が減少する中で、既整備地区の膨大な汚水処理施設の老朽化対策や改築・更新が求められています。
- ③少子高齢化による人口減少と節水機器の普及および節水意識の定着により、需要水量を予測した結果、2100年には現在の需要水量の3分の1程度になると予測されています。



汚水処理を所管する3省（国土交通省、農林水産省、環境省）が連携し、『持続的な汚水処理システム構築に向けた都道府県構想策定マニュアル』を平成26年1月に取りまとめました。

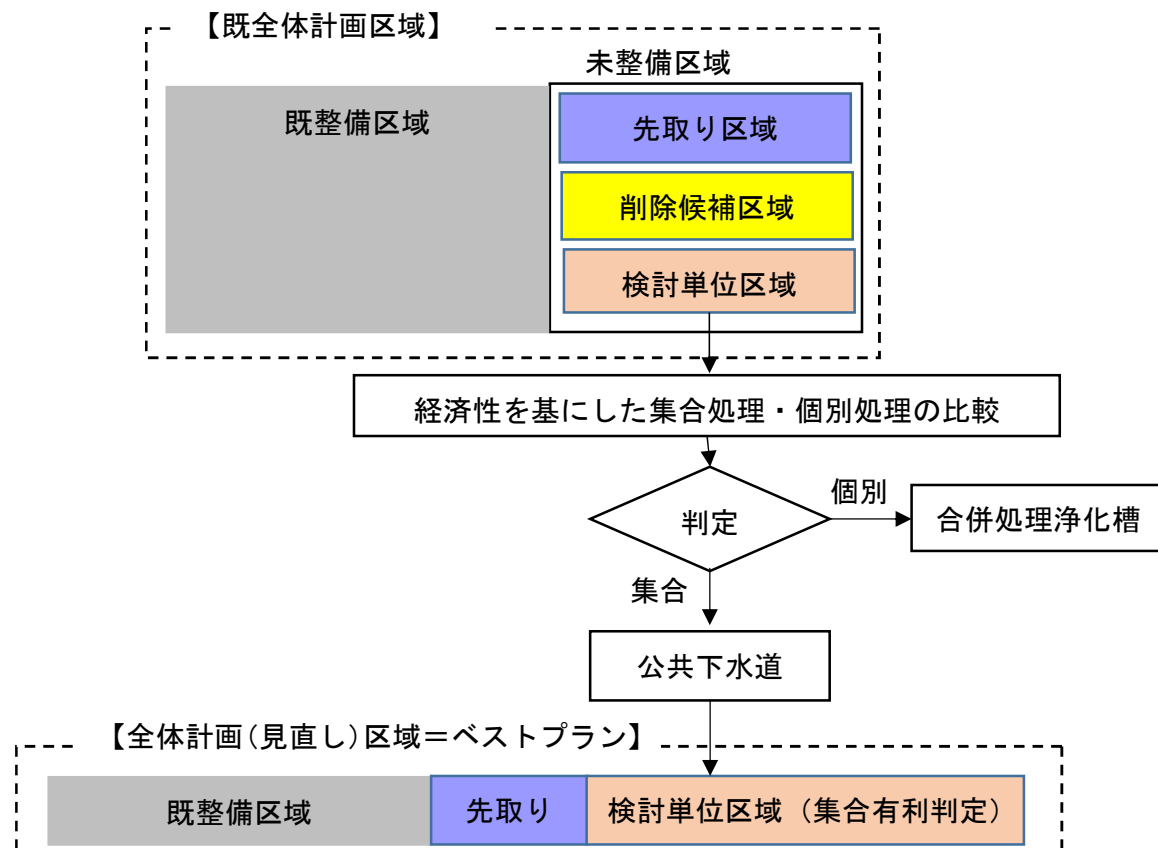


茨城県の都道府県構想である『生活排水ベストプラン』の見直しの伴い、東海村の全体計画を見直しました。

2. 3省が取りまとめた都道府県構想策定マニュアルのポイント

- ①汚水処理施設の未整備地域について、各種汚水処理施設（本村においては下水道と合併処理浄化槽）との経済比較を基本とし、人口減少等を踏まえた各種汚水処理施設による整備区域の徹底的な見直しを行うこと。
- ②今後10年程度を目途に汚水処理の概成を目指したアクションプランの策定を行うこと。
- ③早期に汚水処理が概成可能な手法（地域の実情に応じた早期・低コストな下水道整備手法や合併処理浄化槽の活用等）の導入を検討すること。

3. 都道府県構想（生活排水ベストプラン）策定の流れ



4. 全体計画見直しにおける検討対象区域について

(1) 現況 全体計画面積：1836.0ha、事業計画面積：1516.9ha、整備済面積：1140.0ha

(2) 検討対象区域

既全体計画区域における下水道未整備区域とします。（既全体計画区域外は対象外とします）

(3) 先取り区域、削除区域、検討単位区域の設定

- ①先取り区域・・・市街化区域、将来の土地利用計画及び既整備区域に連担する区域等、集合処理として妥当と考えられる区域
- ②削除候補区域・・・既全体計画のうち、現況土地利用形態が農地（田畑）や山林等で宅地として利用されていない区域
- ③検討単位区域・・・現況の家屋分布と家屋間限界距離を基に設定します。

注）家屋間限界距離とは、公共下水道の建設費・維持管理費と合併処理浄化槽の建設費・維持管理費が同等となる距離のことです。『茨城県生活排水ベストプラン 市町村作業ガイドライン』によると、東海村の場合、家屋間限界距離の目安は50mとされています。

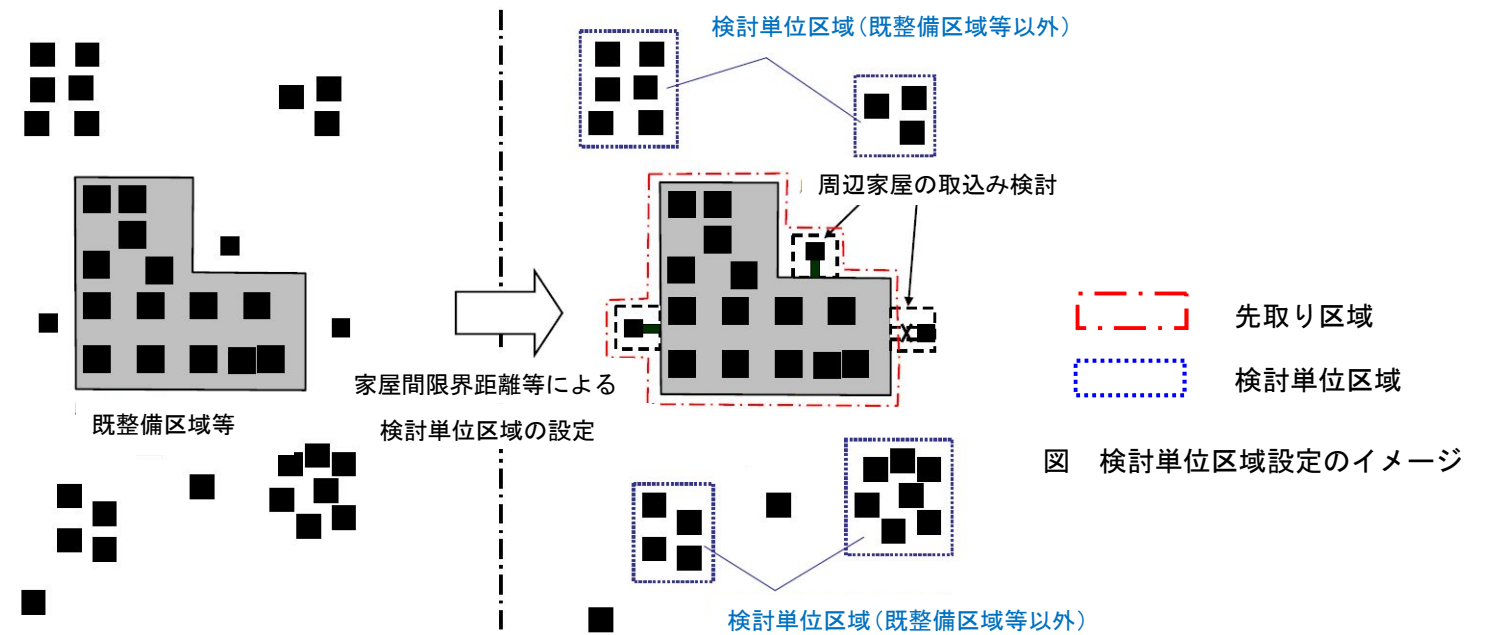


図 検討単位区域設定のイメージ

5. 既整備区域への接続判定

公共下水道へ接続する場合の費用と接続しない場合（合併処理浄化槽で整備する場合）の費用を比較し、安価な方を採用します。

<下水道へ接続する場合の費用>

- ① 既計画区域の汚水処理にかかる処理場の建設費
- ② 既計画区域の汚水処理にかかる処理場の維持管理費
- ③ 未整備区域の**家屋接続管渠の建設費**
- ④ 未整備区域の**家屋接続管渠の維持管理費**

<下水道へ接続しない場合の費用>

- ⑤ 既計画区域の汚水処理にかかる処理場の建設費
- ⑥ 既計画区域の汚水処理にかかる処理場の維持管理費
- ⑦ 未整備区域の**合併処理浄化槽の建設費**
- ⑧ 未整備区域の**合併処理浄化槽の維持管理費**

【判定基準】

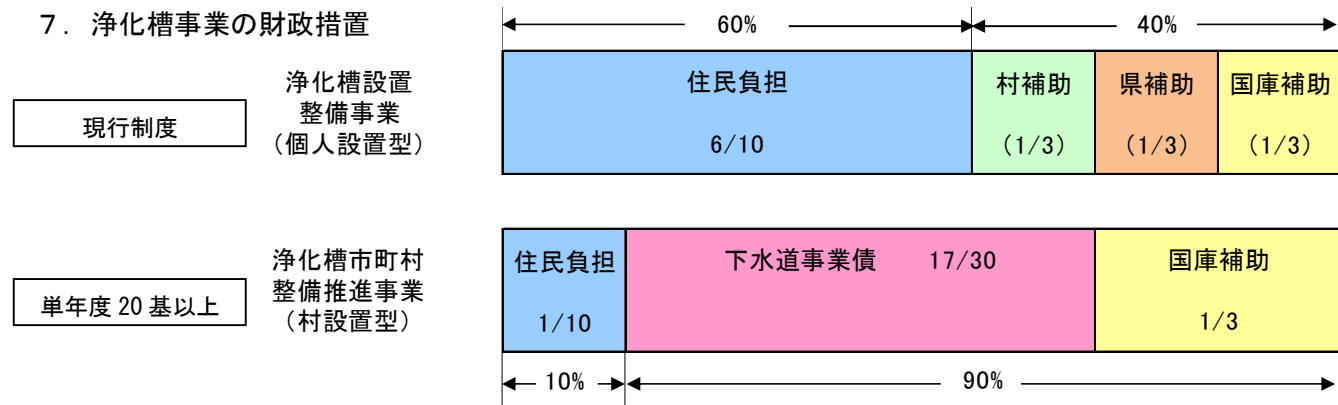
- ①+②+③+④ < ⑤+⑥+⑦+⑧ …… 公共下水道へ接続する方が安価（下水道で整備）
- ①+②+③+④ > ⑤+⑥+⑦+⑧ …… 公共下水道へ接続しない方が安価（合併処理浄化槽で整備）

東海村汚水処理計画の見直しについて（合併処理浄化槽へのシフト）

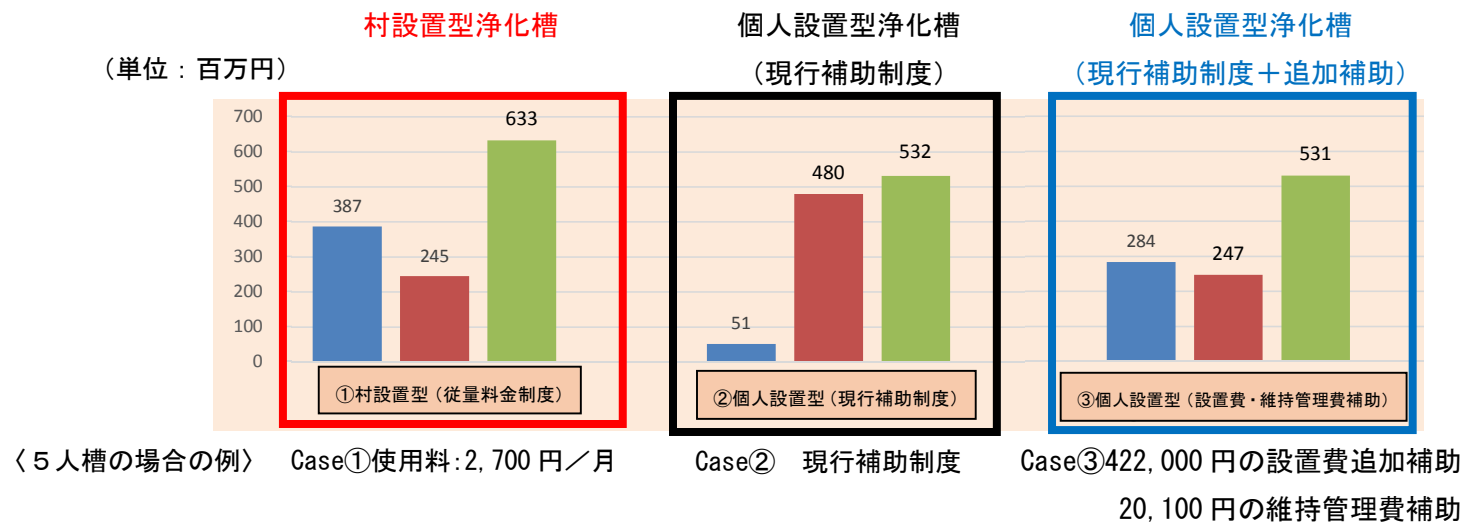
6. 公共下水道事業と合併処理浄化槽事業の違い

項目	公共下水道事業	合併処理浄化槽事業	
		市町村設置型	個人設置型
設置・維持管理者（宅内配管は除く）	東海村	東海村	個人
受益者負担金（調整区域）	370円/㎡×土地面積	不要	不要
浄化槽設置費	不要	設置費の1割負担	設置費の6割負担
使用料金	必要	必要	不要
維持管理費	不要	不要	必要

7. 浄化槽事業の財政措置



8. 村設置型浄化槽整備事業と個人設置型浄化槽整備事業の費用に関する検討（村内の個別処理区域全体）



【凡例】

■ 村負担額 ■ 個人負担額 ■ 村・個人合計

図 8.1 35年間の総負担額の比較（新設140基、既設76基）

（1）対象世帯数（住宅戸数）

村内の個別処理区域内の既存住宅は約216戸と推定されます。

〔内訳〕 合併処理浄化槽：76戸，単独処理浄化槽：40戸，汲み取り等：100戸

（2）村設置型浄化槽の使用料について

Case① 1世帯当りの平均水道使用量から換算した下水道料金相当額（従量制による平均額）

人槽	1ヶ月当り使用料	年間使用料	備考
5人槽	2,700円	32,400円	従量制による平均額
7人槽	2,700円	32,400円	〃
10人槽	2,700円	32,400円	〃

（3）個人設置型浄化槽の追加補助について

Case③ 個人設置型（現行補助制度＋設置費追加補助＋維持管理費補助）

- ・ 現行補助制度（浄化槽設置費補助、単独処理浄化槽転換費補助：9万円/基）
- ・ **設置費追加補助**（個人負担が1割となるような追加補助）

人槽区分	浄化槽設置費 ①	現行補助額 ②	個人負担額 ③	設置費追加補助額 (①-②-③)
5人槽	837,000円	332,000円	83,000円	422,000円
7人槽	1,043,000円	414,000円	104,000円	525,000円
10人槽	1,375,000円	548,000円	137,000円	690,000円

- ・ **維持管理費補助**（維持管理費のうち、平均下水道使用料金との差額を全額補助）

人槽別	清掃費	保守点検費	法定検査費	機器補修費	①合計	平均下水道使用料金		維持管理費補助 ③差額(①-②)
						月額	②年間使用料	
5人槽	20,000	20,000	4,500	8,000	52,500	2,700	32,400	20,100
7人槽	26,000	20,000	4,500	9,000	59,500	2,700	32,400	27,100
10人槽	34,000	20,000	4,500	10,000	68,500	2,700	32,400	36,100

9. 汚水処理計画の見直しについて（まとめ）

以上の検討結果を踏まえ、東海村の汚水処理計画については、公共下水道と合併処理浄化槽を併用した処理計画へ見直しを行うことで、汚水処理の促進と10年概成を目指していきたいと考えています。また、個別処理区域の合併処理浄化槽整備事業は個人設置型事業とし、比較検討のCase③を採用することにより、原則として一般住宅を対象に浄化槽設置に対する補助を増額し、かつ維持管理費について補助を新設することとします。

- （1）合併処理浄化槽への転換を促すために、くみ取りもしくは単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する場合には、設置工事における補助額を増額します。
- （2）個人の費用負担を軽減し、かつ合併処理浄化槽の適切な維持管理を促すために、浄化槽一括契約（保守点検、清掃、法定検査）を要件とすることにより、維持管理費の補助を新設します。なお、維持管理費補助額につきましては、下水道料金の改定に伴い変更することがあります。